

飯山市犯罪被害者等支援条例の概要

飯山市では、犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の形成を目指して、「飯山市犯罪被害者等支援条例」を制定します。

基本理念 (第3条)

- (1)犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行います。
- (2)犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行います。
- (3)必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行います。
- (4)二次被害や再被害の発生の防止について配慮して行います。
- (5)関係機関等による相互の連携と協力の下で行います。

市の責務 (第4条)

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有します。

市民等の 役割 (第5条)

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の 役割 (第6条)

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。